

日本語教育機関の問題について

日本語教育振興協会に要望書を送る

2004 年秋、東京 YWCA 留学生相談室には立て続けに、日本語学校生の入学や在留期間更新に関するトラブルの相談が入った。原因が学生側の責任ではなく、在籍する教育機関に起因する問題だった。

「留学生の母親」運動では 11 月 19 日、日本語教育機関を認定する「日本語教育振興協会」及び同協会を共管する文部科学省、法務省、外務省に対して、以下の点について「留学生の母親」運動委員長、留学生相談室長の連名で要望書を送付した。

また、2004 年 12 月 2 日、「留学生の母親」運動委員長、留学生相談室長他 2 名が同協会を訪問、教育機関を認定した責任において、教育機関への指導・監督、学生への対応、情報の速やかな公開等について話し合いを持った。

要望事項

1. 学費等勉学に必要な経費以外に、進学準備金、保証金、預かり金などの名目で、日本語教育機関が入学希望者から別途に金銭を納入させる行為を禁止すること
2. 日本語教育振興協会に留・就学生たちからの訴えを受け付け、問題进行处理する部門を設置すること
3. 日本語教育機関において問題があった場合、日本語教育振興協会は即座に調査・再審査し、速やかに情報公開を行うこと
4. 「日本語教育施設の運営に関する基準」の中に、たとえ認定期間内であっても、基準に反する行為があった日本語教育機関の認定取消が出来るよう、「認定の取消」の項目を設けること